

# 施工方法等指定に関する特記仕様書

(設計記載内容の注意事項)

平成23年6月1日 改正

この設計書に記載されている【入力条件】は、積算のための考え方を示したものであり契約事項ではありません。

また、この設計書には、標準的な施工機械、積算条件等を表示していますが、指定するものではありません。

なお、この工事の契約事項として指定する事項は次のとおりです。

- 1 設計書、図面(参考図を除く)に明記された工法、構造、規格、寸法(長さ、幅、厚さ、高さ)、材料の品質等。
- 2 本工事で使用する建設機械については排出ガス対策型。
- 3 本工事で使用する枠組足場については手摺先行型枠組足場。  
「手すり先行工法等に関するガイドライン」(厚生労働省)によるものとし、工事着手前に足場の種類及び設置方法等について、監督員と協議しなければならない。  
(<http://www.mhlw.go.jp/bunya/roudoukijun/anzeneisei26/index.html>)
- 4 施工条件明示で定められた事項。